

ハラスメントに関する相談件数等について（令和4年度）

狛江市では、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、ハラスメントに関する相談件数等を年に1度公表します。
条例の対象となる相談者は、市職員（常勤・非常勤問わず全ての職員）ですが、行為者は、特別職（市長・副市長・教育長）、市議会議員を含みます。
令和4年度の内容については、以下のとおりです。

（1）ハラスメントに関する相談件数（ハラスメントの種別の分類は、相談者の申し出によるものです。）

ハラスメントの種別	相談件数			備考
	内部相談窓口	外部相談窓口	合計	
セクシュアル・ハラスメント	0件	0件	0件	
パワー・ハラスメント	1件	10件	11件	内部相談窓口の1件については、相談者からの求めにより、対応と手続について説明しました。 外部相談窓口の10件のうち、8件については市へ対応の求めがあり、相談者の要望に応じた対応を行いました。他2件については、相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
モラル・ハラスメント	0件	—	0件	外部相談窓口については、モラル・ハラスメントに関する項目がありません。
マタニティ・ハラスメント	0件	1件	1件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
その他ハラスメント	0件	10件	10件	10件のうち、6件については市へ対応の求めがあり、相談者の要望に応じた対応を行いました。他4件については、相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
その他（ハラスメントに含まれない問題）	0件	2件	2件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。

※相談者から市への対応の求めがあったものに対する職員課の対応内容としては、当事者双方への聞き取りや所属上司への相談者の要望の伝達等です。

（2）狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数

開催回数	開催日
1回	令和5年2月17日

※ハラスメントに関する苦情の調査・審議はありませんでした。

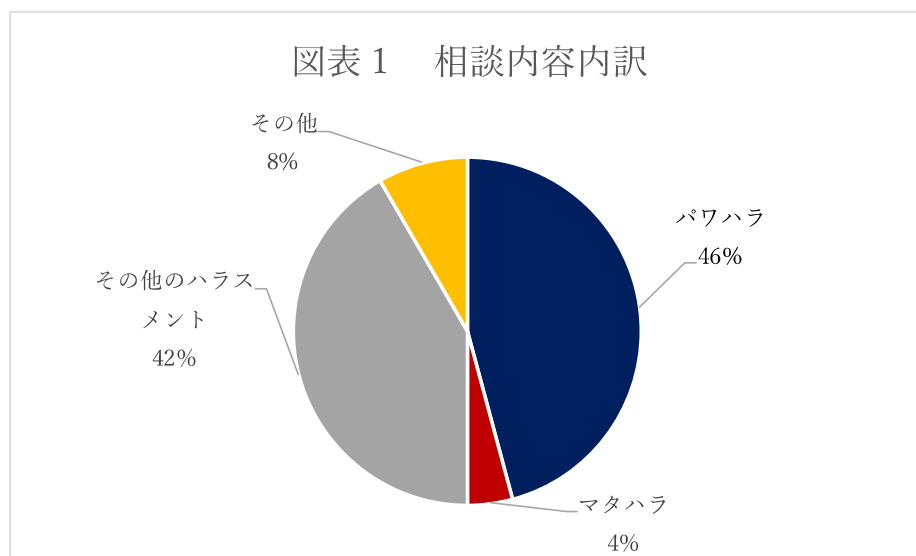
（3）懲戒処分の有無及び処分内容

懲戒処分の有無	処分内容
無	—

ハラスメントの傾向等について（令和4年度）

1 相談内容（図表1）

相談内容は、パワーハラスメントが最も多く全体の46%を占め、マタニティハラスメントは4%、その他のハラスメントは42%、その他（ハラスメントに含まれない問題）は8%でした。



2 相談者との関係性について（図表2）

相談者がハラスメント行為を受けたと感じた相手については、把握できた範囲ではありますが、上司が4件と最も多く、同僚、他部署の職員がそれぞれ2件でした。

